

令和2年5月7日

飲食店・宿泊業・ダイビングショップ・遊漁船の皆様

松崎町長 長嶋精一  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休業要請について

このたび安倍総理大臣からの「緊急事態宣言」の延長を受け、静岡県でも感染拡大防止対策として隣県並びに感染拡大地域からの観光客の往来を自粛していただくこととなり、休業要請を延長することとなりました。

つきましては、当町においても町民の命を守るためには、外からの来客を防ぐため下記期間の休業をお願いすることといたしました。皆様に於かれましても大変厳しい状況であることは理解しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を何としても防ぎ、松崎町民の命と健康を何よりも優先し、できるだけ早く経済活動を再開していただくことが重要と考えます。

これらのことを理解いただきまして、下記のとおり休業要請にご協力をお願いいたします。なお、休業に応じていただきました事業所には、後日協力金を支給させていただきますのでよろしく申し上げます。

### 記

休業要請期間：令和2年5月8日（金）から5月17日（日）まで

協 力 金：100,000円

※2つ以上の事業所を持つ場合でも、同一経営者の場合は1件といたします。

※町税の滞納がある場合は、対象外とします。

※協力金の申請等の詳細につきましては、改めてご連絡いたします。

ただし、店舗を休業し、テークアウトや通信販売等での非接触型での営業については、この限りではない。

松崎町企画観光課  
TEL:0558-42-3964